

# 名簿情報取扱者登録届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

団体名

代表者名

住 所

(注) 本人が署名しない場合は、記名押印してください。

千葉市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定第5条の規定により、次のとおり「名簿情報取扱者」を届け出ます。

名簿情報取扱者		
1	氏 名	
	住 所	
2	氏 名	
	住 所	
3	氏 名	
	住 所	
4	氏 名	
	住 所	
5	氏 名	
	住 所	
6	氏 名	
	住 所	
7	氏 名	
	住 所	

※名簿情報取扱者の方には、必ず別紙「名簿情報取扱者の方への諸注意」を手渡し、各取扱者ご自身で確認・保管いただくようお願いいたします。

# 名簿情報取扱者登録届

( ) 枚目

名簿情報取扱者		
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	

※名簿情報取扱者の方には、必ず別紙「名簿情報取扱者の方への諸注意」を手渡し、各取扱者ご自身で確認・保管いただくようお願いいたします。

## 名簿情報取扱者の方への諸注意

名簿情報取扱者の方には、災害対策基本法第49条の13及び千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例第9条により守秘義務が課されます。名簿情報取扱者の方は、この紙を大切に保管してください。

**災害対策基本法第四十九条の十三**

第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**市と取り交わす協定内容（抜粋）**

- ・市から提供された名簿情報について、その漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止のため、施錠可能な場所に保管する等、必要な措置を講じなければならない。
- ・市から提供された名簿情報について、パーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。
- ・市から提供された名簿情報を、要支援者の避難支援等以外の目的に利用してはならない。
- ・市から提供された名簿情報の複写について、避難支援等の実施に必要な限度を超えて行ってはならない。
- ・市から提供された名簿情報（複写を含む。）を、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者以外の乙内の避難支援等の実施に携わる者に提供できる。
- ・市から提供された名簿情報（複写を含む。）を、乙以外の第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。